

太陽光発電設備の設置に関する条例策定の検討状況について

平成 30 年 9 月定例会で採択された「宇治市における太陽光発電設備の設置に関する規制条例の策定についての請願」に関し、条例策定の検討状況について報告します。

1. この間の経緯

平成 30 年 10 月 16 日 9 月定例会で請願が全会一致で採択

平成 30 年 12 月 20 日 建設水道常任委員会で条例検討の今後の進め方を報告

2. 太陽光発電設備の設置に関する規制の検討ワーキンググループの構成

危機管理室、政策推進課、農林茶業課、環境企画課、消防予防課(※)

雨水対策課(※)、都市計画課、建築指導課(※)、開発指導課、歴史まちづくり推進課

※第 3 回ワーキングから参加

3. これまでの太陽光発電設備の設置に関する規制の検討ワーキングでの検討状況

これまで 7 回のワーキングを開催し、条例の基本方針に関し、以下の点について検討を行い、条例の基本方針(案)を作成しました。

①条例の目的：防災・景観保全・環境保全

他市町での事例から、森林伐採などによる災害発生リスクの増加・景観阻害問題・事業終了後の発電設備等の撤去問題などの環境問題の 3 点が主な課題となっており、この 3 つの課題への対応を目的とする共管条例とする。

②条例対象区域：市域全域

条例の目的や請願の趣旨を考慮し、山間地域も含めた市域全域とする。

③規制手法

- ・禁止区域を設ける

防災の観点から災害リスクの高い区域や景観保全の観点から特に配慮が必要な地域を太陽光発電設備の設置禁止区域とする。

想定される禁止区域：土砂災害特別警戒区域・警戒区域（地すべり、急傾斜地、土砂流）

特別風致地区、普通風致地区、国定公園 など

- ・許可区域を設ける
請願の趣旨を考慮しガイドラインや届出制ではなく、一部禁止区域を設けるとともに、その他の区域については許可区域とする。
- ・条例対象：建築物の屋根等に設置される以外の太陽光発電設備
再生エネルギー活用促進の方針から、建築物の屋根等に設置する太陽光発電設備は条例の対象外とする。
- ・事業終了時の対応：設備の撤去や現状復旧などを求める
発電事業終了後の設備は産業廃棄物となり、適正に廃棄される必要があること、撤去後の森林等の復元の必要があることから、事業終了時の適切な対応を求める。

4. 今後の手順

- ・太陽光発電設備の設置に関する規制の検討ワーキングでの条例（案）の検討
- ・関係審議会等への条例の概要（案）の報告
- ・条例の概要（案）に対するパブリックコメント手続きの実施
- ・条例（案）の提案